# JGAP

ジェイギャップ

## Japan Good Agricultural Practices

（ 日本の　良い　農業の　取り組み ）

# 農場用　管理点と適合基準

# 茶
# 2022

Japan GAP Foundation

2022年11月14日 発行
2023年 2月14日 運用開始

2022年12月8日 改訂

# 目 次


1. はじめに p.1
2. 本書の利用方法 p.1
3. 基準文書の構成 p.2
4. 導入から認証までのステップ p.3
5. 前版の取扱い p.4
6. 著作権 p.4
7. 免責事項 p.4
8. 用語の定義 p.4

【管理点と適合基準】

共通項目

1 農場管理の見える化 p.10
2 経営者の責任 p.11
3 人権の尊重と労務管理 p.14
4 教育訓練・入場者への注意喚起 p.16
5 外部組織の管理 p.17
6 商品管理 p.19
7 生産工程におけるリスク管理 p.22
8 作業者および入場者の衛生管理 p.24
9 労働安全管理および事故発生時の対応 p.25
10 設備・機械、器具等の管理 p.27
11 エネルギー等の管理、地球温暖化防止 p.28
12 廃棄物の管理および資源の有効利用 p.29
13 周辺環境・生物多様性への配慮 p.29

C 農産専用項目

C1 土の管理 p.30
C2 水の管理 p.31
C3 圃場・施設の管理 p.32
C4 種苗の管理 p.33
C5 農薬の管理 p.33
C6 肥料等の管理 p.39

R 仕上茶専用項目 p.43

付属書C6.1.5 p.44

改訂履歴 p.45

## 1. はじめに

本書は、下記の項目に関するGAP（Good Agricultural Practices）認証の基準として、適切な農場管理とその実践について示したものです。

〇農場運営　〇食品安全　〇家畜衛生　〇環境保全　〇労働安全　〇人権の尊重　〇アニマルウェルフェア

JGAPは、農業生産において食べる人への配慮（食品安全）、生産基盤への配慮（環境保全、家畜衛生、アニマルウェルフェア）、働く人への配慮（労働安全、人権の尊重）について適切な農場管理の実践を目指しています。
JGAP認証農場・団体は、認証のルールに基づき取り組みを記録し、審査を通して取り組み内容の説明と開示を行っているため、持続可能な農業の実践を証明することができます。JGAPの導入により農業生産工程管理を見える化し、安定した農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。

JGAPは、農業生産の段階における取り組みだけでなく、サプライチェーンに関わるすべての食品事業者、消費者とのパートナーシップを構築し、持続可能な社会の実現に貢献します。

## 2. 本書の利用方法

本書は二つの利用方法が用意されています。

1つ目の使い方は、生産者または生産者団体が農場・団体管理の改善のために本書を参考資料として利用する方法です。適切で効率的な農場・団体管理を実現するために、本書は役に立ちます。

2つ目の使い方は、適切な管理が実践されている農場・団体であることを消費者を含む社会全般に対して広く示すために、本書に定められた基準への適合性を第三者が評価する利用方法（JGAP認証）です。JGAP認証は、信頼できる農場の目印として流通等の現場で活用されます。

本書の構成は、共通項目と農産専用項目の二つの項目に分かれています。共通項目は基本的な構成が農産と畜産で共通の管理点です。農産専用項目（管理点番号の頭にC）は基本的な構成が青果物・穀物・茶で共通の管理点です。共通項目と農産専用項目は本書に取り組むすべての方が取り組む項目になります。仕上茶の生産者は共通項目と農産専用項目に加え仕上茶専用項目（管理点番号の頭にR）に取り組む必要があります。

＜本文の見方について＞

**1)番号**

管理点の番号です。

**2)レベル**

管理点を「必須」「重要」「努力」と分類して重みづけをしています(定義は「8. 用語の定義」を参照)。
レベルごとの達成度は「4. 導入から認証までのステップ」をご覧下さい。

**3)管理点**

農業生産工程管理のためのポイントで適合基準の見出しです。

**4)適合基準**

管理点ごとに適切な農場管理を実践するためのあるべき状態が記載されており、客観的な判断基準を示したものです。
a.b.および(1)(2)と併記されているものは「いずれかに」となっているものを除きすべてa.かつb.および(1)かつ(2)という意味です。

**5)適合性**

自己点検や審査の際にチェックリストとして利用する欄です。管理点は適合、不適合、該当外のいずれかに判断されます。
例えば、適合を「○」、不適合を「×」、該当外を「―」として記載します。

## 3. 基準文書の構成

JGAP茶は下記の4つの文書から構成されています。

（1）JGAP 総合規則　農産

（2）JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶

（3）JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準　農産

（4）ガイドライン

## 4. 導入から認証までのステップ　※ 詳細なルールについては『JGAP総合規則 農産』を参照してください。

| | 1. 個別認証の場合 | 2. 団体認証の場合 |
|---|---|---|
| ① | 『JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶』を理解します。<br>※基準文書の『解説書』を参考にします。 | 『JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準　農産』を理解します。<br>※基準文書の『解説書』を参考にします。 |
| ② | 『JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶』に基づく農場管理の仕組みやルールを構築し、運営します。 | 『JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準　農産』に基づく「団体管理マニュアル」を構築し、運営します。 |
| ③ | 自己点検を行い、不適合となった管理点を改善します。 | 内部監査を行い、不適合となった管理点を改善します。内部監査は、団体事務局およびすべてのサイトに行う必要があります。 |
| ④ | 認証機関に認証の申請をし、審査が行われます。管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。 | 認証機関に認証の申請をし、審査が行われます。管理点はすべて審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のどれかに決定されます。サイトの審査は、サイトの総数の平方根を切り上げた整数以上のサンプル数を選定します。 |
| ⑤ | 指摘された不適合項目を是正し、是正処置報告書を認証機関へ送付します。 | 指摘された不適合項目を是正し、是正処置報告書を認証機関へ送付します。 |
| ⑥ | 認証機関による認証の決定の結果、下記の合格基準を満たした農場にJGAP認証が与えられます。 | 認証機関による認証の決定の結果、下記の合格基準を満たした団体にJGAP認証が与えられます。 |
| | 『JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶』<br>⇒　該当する必須項目に100%適合<br>該当する重要項目に85%以上適合 | 『JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶』<br>⇒　該当する必須項目に100%適合<br>該当する重要項目に85%以上適合 |
| | | 『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準　農産』<br>⇒　該当する項目に100%適合 |

## 5. 前版の取扱い

『JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶2022』運用開始後も、『JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶2016』による初回および更新審査の受付は2024年2月13日まで継続します。

## 6. 著作権

本書は一般財団法人日本GAP協会が作成しました。著作権は、日本GAP協会に帰属します。二次的著作物を作成する場合は、日本GAP協会に事前に許諾を得る必要があります。

## 7. 免責事項

日本GAP協会およびJGAPの認証機関は、JGAP認証を取得した農場・団体が販売する農産物について、法的な責任を負いません。

## 8. 用語の定義　　※『JGAP 総合規則 農産』も参照のこと

注)法令を引用している場合、特に記載のないものについては、日本国の法令をさす。

アルファベット

1）　GAP：Good Agricultural Practicesの略称。農産物の生産工程で生産者が守るべき管理基準とその取り組みのこと。「良い農業の取り組み」、「適正農業規範」、「農業生産工程管理」などと訳される。

2）　ISO17025：国際標準化機構(ISO)で定められた試験所および校正機関の能力に関する要求事項が定められた規格。

3）　JGAP：Japan Good Agricultural Practicesの略称。日本GAP協会により開発されたGAP認証プログラムのひとつで、日本の生産環境を念頭において、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権の尊重の視点から適切な農場管理のあり方についてまとめたもの。

あ行

あ-1）　荒茶：生葉より製造した仕上茶の原料となる食品のこと。抹茶の原料である“碾茶”も“荒茶”と呼称する。

あ-2）　異物：目的とする農産物以外のもの。

か行

か-1）　該当外：その農場にとって該当しない管理点。例えば、外部委託のない農場は管理点「外部委託先との合意」は該当外となる。

か-2）　外来生物：海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地または生育地の外に存することとなる生物。(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 第2条を参考)

か-3）　管理点：農業生産工程管理のためのポイントで適合基準の見出し。

か-4）　基準文書：JGAP認証の基準となる文書で以下の(a)から(d)の総称。
(a)JGAP総合規則
(b)JGAP農場用 管理点と適合基準
(c)JGAP団体事務局用 管理点と適合基準
(d)ガイドライン

か-5）　交差汚染：作業者、機械・器具、水、空気等の移動によって、微生物汚染、農薬汚染、異物混入等が起きること。

さ行

さ-1）　栽培・収穫工程：茶の栽培から摘採(※)、輸送または出荷するまで。※摘採：茶における収穫のこと。

さ-2）　作業者：農場で生産工程に関わるすべての人。

さ-3）　作物：圃場で栽培(生育)中の植物をいう。収穫後の農産物と区別する。

さ-4）　残留農薬検査：農産物に含まれる残留農薬の種類や濃度を求める客観的分析手法による検査。

さ-5）　仕上茶：最終的に飲食用に供する状態にした茶。抹茶、粉末茶、ティーバッグ等を含む。

さ-6）　仕上茶工程：仕上茶の製造、包装、保管および出荷するまで。

さ-7）　自己点検：『JGAP 農場用 管理点と適合基準』に基づき、自らの農場管理を点検・確認すること。

さ-8）　施設：農場管理に使用するための構造物、建築物やその設備。施設には、倉庫、農産物取扱い施設等がある。

さ-9）　重要項目：該当する項目に85%以上適合が求められる管理点。

さ-10）　使用時期(収穫前日数等)：それぞれの農薬の使用可能時期。「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省例第5号)の第2条第4項に農薬ラベルに表示されている使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないことが規定されている。

さ-11）　使用者：事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者。(労働基準法　第10条より引用)

さ-12） 商品：農場・団体から出荷先に最終的に引渡す農産物。

さ-13） 商品の異常：通常の販売が不可能な商品の状態。商品の異味・異臭、腐敗、量目不足、表示ミス等。

さ-14） 消毒：化学的物質および／または物理的方法によって、表面、水中または空気中の生きている微生物数を食品安全または適切性を損なわないレベルまで減らすこと。（GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE CXC 1-1969 2020　定義を参考）

さ-15） 食品安全：意図される用途に従って調理および／または消費されたときに、消費者に健康上の悪影響をもたらさないという保証。（GENERAL PRINCIPLES OF FOOD HYGIENE CXC 1-1969 2020　定義を参考）

さ-16） 植物残渣：収穫物で出荷に適さず廃棄されるもの、栽培中または収穫後に切り落とされた枝・幹・葉・根等。作物残渣ともいう。

さ-17） 使用時期（収穫前日数等）：それぞれの農薬の使用可能時期。「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省例第5号）の第2条第4項に農薬ラベルに表示されている使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないことが規定されている。

さ-18） 新規圃場：過去1年以内に新たに使用を開始した圃場、これから使用予定の圃場。

さ-19） 生産工程：栽培から出荷までの認証範囲に関わる一連の活動。

さ-20） 生産物：JGAPでは、認証の対象として生産している農産物ならびに、家畜および畜産物の総称のこと。

さ-21） 総合的病害虫・雑草管理：IPM（Integrated Pest Management）の訳語。利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるもの。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病害虫および雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農産物の安定生産に資するもの。（農林水産省　総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針を参考）

た行

た-1） 堆肥：特殊肥料の1つ。わら、もみがら、樹皮、家畜排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥および魚介類の臓器を除く）を堆積または攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む）。（農林水産省告示第177号　特殊肥料等を指定する件を参考）

た-2） 炭素貯留：土壌に有機物をすき込むことにより、土壌中に有機炭素を蓄積させること。植物が光合成で大気から吸収した炭素に由来する土壌中の有機炭素の増加により大気中の二酸化炭素を減少することを目的とする。

た-3）　知的財産：知的活動によって生み出されたアイデアや創作物などのうち、財産的な価値を持つものの総称。知的財産の中には特許権や実用新案権、植物の新品種、意匠、著作物などの法律で利益に係る権利として保護されるものがある。

た-4）　茶：ツバキ科カメリア属（Camellia sinensis(L)O. Kuntze）の植物。『JGF標準品目名リスト』には緑茶、紅茶、ウーロン茶がある。なお、酵母菌等の微生物の発酵作用を利用した茶、通称、後発酵茶（プーアール茶等）は対象品目には含まない。具体的には、『JGF標準品目名リスト』を参照のこと。

た-5）　適合：JGAPの適合基準を満たしている状態。

た-6）　適合基準：管理点ごとに適切な農場管理を実践するためのあるべき状態が記載されており、客観的な判断基準を示したもの。

た-7）　登録検査機関：厚生労働省に登録された検査機関。登録等に関し一定の基準が定められており、一般的にその機関による検査結果は公的なものとして取り扱われる。

た-8）　土壌汚染地域：土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項農用地土壌汚染対策地域、ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項に基づく対策地域。

た-9）　土壌検査：土壌中の有害物質を検査すること。

た-10）　土壌診断：作物の収量・品質の向上、適正な施肥量や土壌改良資材施用量などを算出することを目的として、圃場の土壌の状態について調べること。

た-11）　ドリフト：散布した農薬が対象とする作物以外に飛散すること。

た-12）　努力項目：認証には影響しないが、理想的な農場管理のために積極的に取り組むことが望まれる管理点。

た-13）　トレーサビリティ：物品の履歴、適用、移動および所在を追跡可能な状態にすること。（ISO22000：2018を参考）

な行

な-1）　生葉：茶樹より摘採した荒茶の原料となる食品。なお、ここで取扱う生葉は最終的に荒茶になることを前提とした生葉であり、生葉のまま食される用途に販売されるものは対象外とする。

な-2）　認証：農場・団体の製品およびプロセスがJGAP認証プログラムに定める認証基準を満たしていることに関する第三者証明のこと。（ISO/IEC17065：2012およびISO/IEC17000：2020 を参考）

な-3）　入場者：作業者以外で農場に立ち入るすべての人

な-4）　年少者：満18歳に満たない者。（労働基準法　第57条を参考）

な-5）　農産物：作物が圃場で収穫された後は「農産物」とよび、収穫前の「作物」と区別する。農産物には、食品、食品の原料、飼料の原料、医薬品および医薬部外品の原料等がある。種苗を販売する場合、種苗も農産物に含む。JGAPでは、農産物を青果物、穀物、茶に分類する。なお、農産物には採集した植物は含まれない。

な-6）　農産物取扱い工程：荒 茶の調製、加工、保管から出荷するまで。

な-7）　農場：認証の対象となる品目を生産し、その生産に関して責任を負う組織。

な-8）　農薬：作物（樹木および農林産物を含む。以下「作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料または材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）および作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤。（農薬取締法　第2条を参考）
その他の農薬には、展着剤が含まれる。また、市販の天敵はこの法律により農薬となる。この法律で定める農薬は、容器又は包装に農林水産省登録番号の表示がされる。

は行

は-1）　廃棄物：ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質およびこれによって汚染された物を除く）。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第2条第1項より引用）

は-2）　発生予察情報：植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき、有害動植物の防除を適時で経済的なものにするため、気象、作物の生育状況、有害動植物の発生調査の結果等を分析し、有害動植物の発生予察および防除対策に係る情報。

は-3）　必須項目：該当する項目に100%適合が求められる管理点。

は-4）　ヒヤリハット：ヒヤリとしたりハッとするなど、「あわや事故になりかねない」事故寸前の危険な事例のこと。労災事故を未然に防止するための概念。

は-5）　病原微生物：人に対して感染の原因となる細菌、真菌（酵母・カビ等）、リケッチア、ウイルス等。

は-6）　標準施肥：行政が策定した施肥量の目安になる施肥の基準値や方法。

は-7）　肥料：植物の栄養に供することまたは植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物および植物の栄養に供することを目的として植物に施される物。（肥料の品質の確保等に関する法律 第2条第1項より引用）

は-8）　肥料等：本書では、土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥、敷き草（稲わら、刈り草、樹木の皮等の資材）およびその他の資材（登録のない肥料効果を目的とした資材、植物活性剤・忌避剤等）も肥料と同じ管理点で扱い、これらと肥料の総称のこと。

は-9）　普通肥料：特殊肥料以外の肥料のこと。なお、「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料。（肥料の品質の確保等に関する法律 第2条第2項より引用）

は-10）　不適合：JGAPの適合基準を満たしていない状態。

は-11）　防除衣：農薬の調製または散布時に飛散する農薬から身体を守るための服装。

は-12）　法令：国が制定する法律や命令を総称した言葉。本書で法令と言う場合、憲法、条約、法律、政令、省令、条例、訓令、告知および要綱等のこと。

は-13）　保護具：身体を守るために着用するヘルメット、安全靴、専用のマスク、保護メガネ、手袋等。

は-14）　圃場：作物を栽培する土地、作物を栽培するハウスおよび作物を栽培する工場における 、作物を栽培・管理する最小単位。

ら行

ら-1）　リスク：危害の発生確率およびその危害の度合いの組み合わせ。危害とは、人への障害もしくは健康障害、または農産物などの財産および環境への損害のこと。（ISO/IEC Guide 51：2014 を参考）

ら-2）　リスク評価：危害の発生確率およびその危害の度合いの組み合わせからその重要性の評価、対策の樹立を行うこと。（ISO/IEC Guide 51：2014 を参考）

ら-3）　ルール：遵守すべき決まり、手順等を定めたもの。

ら-4）　ルール違反：農場・団体が『JGAP 農場用 管理点と適合基準』、『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』に基づき定めたルールおよび『総合規則』に違反していること。

ら-5）　レベル：管理点を「必須」「重要」「努力」と分類して重みづけをしたもの。

ら-6）　労働者：職業の種類を問わず事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者。（労働基準法　第9条より引用）

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **共通項目** | | | | | |
| **1 農場管理の見える化** | | | | | |
| 1.1 | 必須 | JGAP適用範囲の明確化 | JGAP認証の適用範囲を明確にするために、以下の最新情報を文書化している。<br>（1）農場（農場名、所在地、連絡先）<br>（2）認証の対象となる品目（出荷の形態がある場合には出荷の形態を含む）<br>（3）総合規則9.2で定める認証の対象となる生産工程の範囲<br>（4）圃場（圃場名等、面積、栽培品目）<br>（5）農産物取扱い施設（名称、所在地、取扱い品目）<br>（6）倉庫・保管庫（名称、所在地）<br>（7）外部委託先（名称、委託範囲、所在地、連絡先） | | |
| 1.2 | 必須 | 地図の整備 | リスク評価に活用するために、少なくとも以下の情報を記載した地図を作成している。<br>（1）圃場<br>（2）農産物取扱い施設<br>（3）倉庫・保管庫<br>（4）廃棄物保管場所<br>（5）生産工程で利用する給水場所、貯水場所<br>（6）圃場に隣接する土地の利用状況<br>（7）農薬の残液・洗浄水の処理場所 | | |
| 1.3 | 必須 | 生産計画 | a. 以下の項目を含む生産計画を立て文書化している。<br>（1）品目ごとの生産見込量（面積×標準収量、荒茶・仕上茶の製造見込量）<br>（2）作業内容および実施時期（作業頻度）<br><br>b. 生産計画に対して実績を評価し、次年度の計画立案に活用している。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 1.4 | 必須 | 記録の保管 | 農場管理の改善のために、各管理点で求めている記録について、以下に取り組んでいる。<br>（1）過去2年分以上の保管<br>初回審査または版の変更により新しく要求された記録の場合は、審査日からさかのぼって3か月分以上の記録の保管（当該期間に発生しない作業の記録は除く）。初回審査後の継続した記録の保管<br>（2）2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従った記録の保管<br>（3）必要な時にすぐに閲覧できる状態の維持 | | |
| 1.5 | 必須 | 苦情・事故・ルール違反への対応 | 適切な農場管理を実践するために、農場への苦情や農場内での事故、ルール違反があった場合、以下の内容を記録している。<br>（1）発生日<br>（2）記録日<br>（3）記録者<br>（4）苦情・事故・ルール違反の内容<br>（5）応急対応<br>（6）発生原因<br>（7）再発防止に向けた是正処置<br>（8）農場責任者による是正処置の確認日 | | |
| **2 経営者の責任** | | | | | |
| 2.1 | 必須 | 責任者の明確化 | JGAPに基づく適切な農場管理を行う組織体制として、経営者は、少なくとも以下の責任者を文書化し、農場内に周知している。<br>（1）経営者<br>（2）農場の責任者<br>（3）商品管理の責任者<br>（4）肥料管理の責任者<br>（5）農薬管理の責任者<br>（6）労働安全の責任者<br>（7）労務管理の責任者 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 2.2 | 必須 | 農場の責任者の責務 | a. 経営者は、農場の責任者（管理点2.1）に農場管理に関する必要な権限を与えている。<br><br>b. 農場の責任者は、以下に取り組んでいる。<br>（1）担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報（改定等）の把握<br>（2）JGAPに関する文書の改定についての把握と関係する責任者への周知 | | |
| 2.3 | 重要 | 方針の策定・共有 | JGAPに基づく適切な農場管理を組織全体に定着させるために、経営者は、JGAPの取り組みに必要な農場管理の方針を文書化し、農場内に周知している。<br><br>※ 団体の場合には、経営者を団体代表者と読み替え団体としての方針とする。 | | |
| 2.4 | 必須 | 自己点検の実施 | 農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。<br>（1）JGAPを理解した者による、『JGAP農場用　管理点と適合基準』のすべての管理点についての自己点検<br>（2）自己点検の結果、不適合だった項目の改善<br><br>※ 団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 2.5 | 重要 | 経営者による改善 | a. 農場管理の改善のために、経営者は、以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。<br>（1）自己点検（管理点2.4）結果（団体の場合には内部監査結果）<br>（2）商品の苦情記録（管理点6.4）<br>（3）外部審査の結果<br>（4）苦情・事故・ルール違反記録（管理点1.5）<br>（5）JGAP適用範囲の変更点（管理点1.1）<br><br>b. 経営者は、上記a.の見直し結果および該当する責任者への改善指示を記録している。<br><br>c. 経営者は、食品安全・労働安全・環境保全・人権の尊重について農場全体での意識の醸成を図っている。<br><br>※ 団体の場合は、経営者を団体の代表者と置き換えても良い。 | | |
| 2.6 | 必須 | JGAPロゴマークの適切な使用 | JGAPに関する適切な表示をするために、JGAPロゴマークを使用している場合、以下に取り組んでいる。<br>（1）関係する基準文書の遵守<br>（2）過去1年以内に発行された使用許諾書の保管<br><br>※ 団体の場合は、団体事務局が実施する。 | | |
| 2.7 | 重要 | 経営の維持・継続のための対策 | 農場経営を維持・継続するために、災害等に備えた対策や計画を立てている。 | | |
| 2.8 | 必須 | 知的財産の管理 | 知的財産を保護・活用するために、以下に取り組んでいる。<br>（1）登録品種など他人の知的財産を侵害しないこと<br>（2）自分の知的財産である開発した技術・品種、商標等がある場合、それらの活用（権利化、秘匿、公開） | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **3 人権の尊重と労務管理** | | | | | |
| 3.1 | 重要 | 労務管理の責任者の責務 | a. 労務管理の責任者(管理点2.1)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。<br><br>b. 労務管理の責任者は、以下に取り組んでいる。<br>(1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握<br>(2) 人権の尊重および労務管理に関する知識の向上 | | |
| 3.2 | 必須 | 労働力の適切な確保 | 労働者の人権に配慮した適切な労務管理のために、以下に取り組んでいる。<br>(1) (a)から(i)が記載された労働者名簿の整備<br>(a) 氏名<br>(b) 生年月日<br>(c) 履歴<br>(d) 性別<br>(e) 住所<br>(f) 従事する業務の種類(労働者数常時30人未満の事業所は不要)<br>(g) 雇入年月日<br>(h) 退職の年月日およびその事由(解雇の場合はその理由)<br>(i) 死亡の年月日およびその原因<br>(2) 守秘義務を遵守した個人情報の管理<br>(3) 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることの確認<br>(4) 法令に準拠した年少者の雇用 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 3.3 | 重要 | 労働条件の提示 | a．使用者は、労働者に対して、就労前に以下に示す労働条件を文書で示している。<br>（1）従事する業務内容と就業する場所<br>（2）労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項<br>（3）労働する時間、休憩時間、休日<br>（4）賃金とその支払方法および支払い時期<br>（5）退職に関する事項（雇用の解除に関する権利、解雇の条件等）<br><br>b. 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。 | | |
| 3.4 | 重要 | 労働条件の遵守 | 労働者の人権に配慮した労務条件を確保するために、以下に取り組んでいる。<br>（1）労働者の労働時間、休日、休憩は法令を遵守すること<br>（2）労働者の賃金は、法令で定められた最低賃金を下回らないこと<br>（3）深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金は法令を遵守すること<br>（4）労働者の賃金は、管理点3.3で定めた労働条件に従った一定期日での支払い<br>（5）賃金から不当または過剰に控除していないこと | | |
| 3.5 | 必須 | 強制労働の禁止 | 労働者の人権を確保するために、以下のことが起きないような対策を実施している。<br>（1）人身売買、奴隷労働および囚人労働を利用した労働力の確保<br>（2）労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段による労働者の意思に反した労働の強制<br>（3）労働者の移動の自由の制限<br>（4）労働者の身分証明書、入国管理書類、労働許可証、渡航文書などの個人的な書類や貴重な所持品の没収あるいは保管 | | |
| 3.6 | 重要 | 使用者と労働者のコミュニケーション | 労働者の労働条件・労働環境の改善を図るために、以下に取り組んでいる。<br>（1）使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録すること<br>（2）使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っていること | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 3.7 | 必須 | 差別の禁止 | 労働者の公正な扱いのために、雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。 | | |
| 3.8 | 重要 | 十分な話し合いに基づく家族経営 | 家族の作業者がいる場合、家族全員が働きやすい就業環境を整えるために、家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施している。 | | |
| 3.9 | 重要 | 労働者用住居 | 労務管理上の必要から使用者が労働者に住居を提供する場合、その住居は安全で、健康的な生活環境の整備が行われている。 | | |
| **4 教育訓練・入場者への注意喚起** | | | | | |
| 4.1 | 必須 | 作業者への教育訓練 | 作業者が農場のルールを把握し、作業に必要な力量を身に着けるために、管理点2.1で定めた各責任者は、それぞれの担当分野の教育訓練について以下に取り組んでいる。<br>（1）年1回以上、農場のルールに則した内容の教育訓練<br>（2）作業者に外国人がいる場合には、その作業者が理解できる言葉や表現（絵等）を用いた教育訓練<br>（3）作業者の役割と責任の周知<br>（4）作業者が農場のルールを遵守し力量をもっていることの責任者による日常的な確認<br>（5）上記(1)(2)について(a)から(d)の情報を含む教育訓練の記録<br>（a）実施日<br>（b）参加者<br>（c）教育訓練の内容<br>（d）教育訓練に使用した資料 | | |
| 4.2 | 必須 | 公的な資格の保有または講習の修了 | 法令により、資格の保有または講習等の受講が義務付けられている作業を担当する作業者は、必要な講習等の受講や試験に合格していることを証明できる。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 4.3 | 重要 | 入場者に対する注意喚起 | a. 以下について入場者が守るべき農場のルールを文書化し、入場者に注意を喚起している。<br>（1）けが・事故防止<br>（2）食品安全<br>（3）環境への配慮<br><br>b. 入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる言葉や表現（絵等）でルールを伝えている。 | | |
| **5 外部組織の管理** | | | | | |
| 5.1 | 重要 | 外部委託先との合意 | 外部委託先と以下の内容について合意を得ており、文書化している。<br>（1）合意した日付<br>（2）合意した者の名称（農場および外部委託先双方の名称、代表者氏名、所在地）<br>（3）外部委託する作業の範囲<br>（4）外部委託する作業について、JGAPが求める食品安全・労働安全に関する農場が定めたルール<br>（5）上記（4）のルールに従うこと<br>（6）合意内容に違反した場合の対応<br>（7）外部から審査を受ける可能性があること、および不適合がある場合には是正処置を求める可能性があること<br><br>※ 農場と外部委託先が合意を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書（約款等）を農場が確認することで代替することができる。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 5.2 | 必須 | 外部委託先の点検 | 外部委託先に対し、外部委託する作業について、JGAPが求める食品安全・労働安全に関する農場が定めたルールの適合状況を、新規採用時および年1回以上点検し、以下を記録している。<br>（1）外部委託先の名称<br>（2）確認の実施日<br>（3）確認者の名前<br>（4）不適合事項<br>（5）是正処置などの対応<br><br>※ 外部委託先がJGAP/ASIAGAP認証または日本GAP協会が認める第三者認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略しても良い。 | | |
| 5.3 | 重要 | 検査機関の評価・選定 | 検査結果の信頼性確保のために、管理点で要求している検査を依頼する場合は、依頼する検査の分野で検査機関が以下のいずれかを満たしていることを確認している。<br>（1）生産国が認定した登録検査機関<br>（2）ISO17025認定機関<br>（3）日本GAP協会が推奨する機関<br>（4）残留農薬の場合、残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドラインを満たす機関 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **6 商品管理** | | | | | |
| 6.1 | 重要 | 商品管理の責任者の責務 | a. 商品管理の責任者(管理点2.1)は、以下の業務を統括している。<br>(1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・栽培方法等)<br>(2) 数量・重量を含む商品仕様<br>(3) トレーサビリティの管理<br>(4) 商品の安全や品質の確保<br>(5) 商品に関する苦情・異常および商品の回収への対応<br><br>b. 商品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。<br>(1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握<br>(2) 商品管理に関する知識の向上 | | |
| 6.2.1 | 必須 | トレーサビリティの確保(生葉) | a. 出荷した生葉から以下の記録を確認できるトレーサビリティの仕組みがある。<br>(1) 農場名<br>(2) 品名<br>(3) 出荷先<br>(4) 出荷日<br>(5) 出荷数量<br>(6) 摘採日<br>(7) 摘採数量<br>(8) 摘採圃場の名称または番号<br>(9) 摘採から出荷までたどるのに必要なロット番号(摘採ロット)<br><br>b. 上記(1)のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し(トレーステスト)、必要に応じて仕組みを見直している。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 6.2.2 | 必須 | トレーサビリティの確保（荒茶） | a. 出荷した荒茶から以下の記録を確認できるトレーサビリティの仕組みがある。<br>（1）農場名<br>（2）品名<br>（3）出荷先<br>（4）出荷日<br>（5）出荷数量<br>（6）荒茶製造日<br>（7）荒茶製造数量<br>（8）摘採から荒茶製造、出荷までたどるのに必要なロット番号（摘採ロット、荒茶製造ロット等）<br><br>b. 上記（1）のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し（トレーステスト）、必要に応じて仕組みを見直している。<br><br>c. 荒茶について、出荷する農産物の大海、容器等に以下の表示を行っている。<br>（1）製造業者等の氏名または名称および住所<br>（2）名称<br>（3）原材料名（食品添加物含む）<br>（4）原料原産地名<br>（5）内容量<br>（6）a.の記録と紐付く（特定できる）表示 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 6.3 | 必須 | 商品の苦情・異常・回収への対応手順 | a. 商品に関する苦情・異常への適切な対応および再発防止のために、以下の項目を含む対応手順を文書化している。<br>（1）商品の苦情・異常発生状況の把握<br>（2）商品管理の責任者への連絡・報告（影響を及ぼす範囲の把握、責任者による商品回収の必要性の判断を含む）<br>（3）応急対応（影響がある出荷先および関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、対象品の処置等を含む）<br>（4）原因追及<br>（5）再発防止に向けた是正処置<br>（6）法令違反があった場合の認証機関への報告<br><br>b. 文書化した手順は、年1回以上、見直している。 | | |
| 6.4 | 必須 | 商品の苦情・異常・回収への対応記録 | a. 商品に関する苦情・異常が発生した場合に、管理点6.3の手順に従って対応したことを記録している。<br><br>b. 記録には、苦情・異常の発生日（連絡日）、記録日、記録者、商品管理の責任者による確認日を記載している。 | | |
| 6.5 | 必須 | 他農場の農産物の取り扱い | a. 他農場の農産物を取り扱っている場合、生産した農場ごとの識別管理と他農場の農産物の意図しない混入を防止する対策ができており、記録から確認できる。<br><br>b. 他農場の農産物を販売する場合は、生産した農場の情報について、販売先に誤解を与えるような表示をしていない。 | | |
| 6.6 | 必須 | 異品種および別用途品の混合防止 | a. 品種を分けて販売する場合は、視覚的に見分けのつきにくい別品種の農産物が誤って混入しないように対策を講じている。<br><br>b. 特定用途の農産物に誤って他の用途の農産物が混入しないように対策を講じている。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 6.7 | 必須 | 認証農産物の購買 | a . 購買した農産物について下記の内容がわかる購買記録がある。<br>（1）購買した農場・団体の名称<br>（2）購買日<br>（3）購買した品目<br>（4）購買数量<br><br>b. 購買した農産物を認証農産物として取扱う場合には、購買先からJGAP認証書の写しを入手し、認証範囲および有効期限が適切であることを確認してから購買している。 | | |
| **7 生産工程におけるリスク管理** | | | | | |
| 7.1 | 必須 | 農産物の理解 | 管理点7.3のリスク評価の参考とするために、認証の対象となる農産物について、農産物の使用目的と利用者を想定して食品安全に留意すべき点を説明できる。<br><br>※ 複数の農産物を扱っている場合、農産物の特徴や工程が類似するグループごとに説明することも可能である。 | | |
| 7.2 | 必須 | 工程の明確化 | a. 農産物ごとまたは類似するグループごとに以下を文書化している。<br>（1）作業工程<br>（2）工程で使用する主要な資源（土、水、種苗、農薬、肥料、包装資材、設備、機械、器具等）<br>（3）農産物への交差汚染・異物混入の可能性がある設備・機械・資材等<br><br>b. 各工程が、現状と合っているか現場で確認している。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 7.3 | 必須 | リスク評価の実施 | a. 管理点7.2で明確にした各工程について、以下に取り組んでいる。<br>（1）食品安全に関するリスクを抽出して重要性を評価し、リスクを予防・低減するための対策の文書化<br>（2）現場の状況が反映されていることを確実にするために、責任者と作業者による共同での実施<br><br>b. リスク評価には、農産物取扱い工程においてアレルゲンの混入を含めている。 | | |
| 7.3.1 | 必須 | 放射性物質への対応 | 認証の対象となる品目に対して、農場がある地域に関する法令・行政機関からの指示がある場合、放射性物質により汚染された農産物を出荷しないために、指示に基づき対応している。 | | |
| 7.4 | 必須 | 対策・ルールの周知・実施・確認 | a. 管理点7.3で明確にしたリスクを予防・低減するための対策について、責任者による作業者への対策の教育訓練を行い、対策を実施している（新人の配置および対策の変更時には必ず実施すること）。<br><br>b. 管理点7.3で重要性が高いと評価したリスクについて、対策を強化するために以下に取り組んでいる。<br>（1）作業者が理解できる具体的なルールの文書化（図、映像を含む）<br>（2）責任者による作業者へのルールの教育訓練および実施（新人の配置および対策の変更時には必ず教育訓練を行うこと）<br>（3）責任者による遵守状況 の定期的な確認とその記録 | | |
| 7.5 | 必須 | リスク評価等の見直し | 管理点7.2、7.3、7.4で文書化したリスク評価、対策、ルールについて、以下を実施したことを記録している。<br>（1）年1回以上、および工程の変更や新たなリスクの知見が確認された場合、リスク評価の見直し<br>（2）リスク評価の見直しに合わせ、必要に応じて対策とルールの見直し<br>（3）有効性を高めるために、責任者と作業者が共同での見直し | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **8 作業者および入場者の衛生管理** | | | | | |
| 8.1 | 必須 | 健康状態の把握と対策 | 作業者・農産物の衛生管理のために、以下に取り組んでいる。<br>（1）健康状態に異常（下痢、おう吐、発熱、黄疸等の症状）のある作業者および入場者を把握するための手順を定め実施<br>（2）上記（1）の症状のある者には、農産物に触れるエリアへ立入・従事を禁止、または対策をした上で立入・従事の許可<br>（3）上記（1）の症状のある者への健康管理に関する十分な対応<br>（4）健康状態に異常がない他の作業者および入場者への感染予防措置の実施 | | |
| 8.2 | 重要 | 衛生管理のルール設定と周知 | 作業者・農産物の衛生管理のために、以下の項目について衛生管理に関する必要なルールを文書化し、作業者および入場者に周知し、実施させている。<br>（1）作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着<br>（2）手洗いの手順、消毒、爪の手入れ<br>（3）喫煙、飲食、痰や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動<br>（4）トイレの利用<br>（5）農産物への接触<br>（6）身の回り品の取扱い | | |
| 8.3 | 重要 | 手洗い設備の整備 | 作業者が必要時に手洗い設備を利用でき、手洗いによる衛生を確保するために、以下に取り組んでいる。<br>（1）トイレおよび作業現場近くに、衛生的な水を使った手洗いが可能な手洗い設備の確保<br>（2）手洗い設備の衛生的な管理（清掃・メンテナンス）<br>（3）手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品の設置 | | |
| 8.4 | 重要 | トイレの整備 | 作業者が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者および環境への汚染防止のために、以下に取り組んでいる。<br>（1）作業現場近くに、作業者に対し十分な数のトイレの確保<br>（2）トイレの定期的な清掃<br>（3）トイレの衛生面に影響する破損の補修<br>（4）トイレの汚物・汚水の適切な処理 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 8.5 | 重要 | 喫煙・飲食の場所の制限 | 喫煙・飲食をする場所を特定し、農産物への影響や火災がないように対策を実施している。 | | |
| **9 労働安全管理および事故発生時の対応** | | | | | |
| 9.1 | 重要 | 労働安全の責任者の責務 | a. 労働安全の責任者（管理点2.1）は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。<br><br>b. 労働安全の責任者は、以下に取り組んでいる。<br>（1）担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報（改定等）の把握<br>（2）労働安全に関する知識の向上<br>（3）設備・機械の安全な使用方法の情報の入手および理解<br>（4）農場内に応急手当をできる者を配置し、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること<br>（5）安全を確保するための適切な服装・保護具の用意および管理 | | |
| 9.2 | 必須 | 事故の防止 | 事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。<br>（1）少なくとも以下の（a）から（h）を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価および事故やけがを防止する対策の文書化<br>（a）乗用型機械（特に、公道での走行、積み降ろしおよび傾斜地や段差での使用、巻き込まれ）<br>（b）草刈機（刈払機）（斜面・法面での使用含む）<br>（c）茶工場での生葉カッター等の回転部分の調整や異常修復作業<br>（d）茶工場での回転する機械の異常修復後や掃除後の機械再稼働<br>（e）暑熱環境下の作業（熱中症対策）<br>（f）自分の農場および同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報<br>（g）高所作業（脚立等の使用含む）<br>（h）自動運転技術やドローンを用いた機械<br>（2）上記（1）で立てた対策の周知および実施（新人の配置および対策の変更時には必ず行うこと）<br>（3）施設および作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し<br>（4）上記（1）のリスク評価と対策および上記（3）の見直しは、有効性を高めるために作業者と共同での実施 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 9.3 | 重要 | 危険な作業に従事する要件 | 危険を伴う作業を安全に行うために、以下を満たした作業者が担当している。<br>（1）安全のための充分な教育・訓練を受けた者（管理点4.1）<br>（2）法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格または講習等を修了している者（管理点4.2）<br>（3）酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者以外の者<br>（4）作業内容に応じた心身機能や能力を有した者<br>（5）安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者 | | |
| 9.4 | 重要 | 事故発生時の対応 | 事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるために、以下に取り組んでいる。<br>（1）事故・火災の対応手順および連絡網の文書化と作業者への周知<br>（2）清潔な水および救急箱の用意<br>（救急箱の中身は管理点9.2でリスク評価した結果、必要と判断したもの） | | |
| 9.5 | 重要 | 設備・機械・器具の安全な使用 | 事故防止のために、設備・機械・器具について以下に取り組んでいる。<br>（1）取扱説明書やメーカーの指導に従った使用<br>（2）安全性を損なう改造の禁止<br>（3）設備・機械の購入時には安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種の選択<br>（4）シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用（着装等）<br>（5）作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行<br>（6）使用前点検 | | |
| 9.6 | 必須 | 労働災害に対する備え（強制加入） | 労働災害に対する備えのために、法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場が強制加入の条件に相当する場合には、その保険に加入している。 | | |
| 9.7 | 努力 | 労働災害に対する備え（任意加入等） | 労働災害に対する備えのために、以下に取り組んでいる。<br>（1）労働者が労働災害にあった場合の補償対策<br>（2）経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **10 設備・機械・器具等の管理** | | | | | |
| 10.1.1 | 必須 | 施設・設備・機械等の管理 | a. 農産物の汚染や事故を防ぐために、使用している設備・機械および運搬車両について以下に取り組んでいる。<br>（1）使用している設備・機械（動力の付いた機械、肥料散布機および農薬散布機）および運搬車両のリストの文書化<br>（2）リストへの設備・機械および運搬車両に使用する電気、燃料等の記載<br>（3）必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の適期の実施と記録（保守・点検作業が食品安全を損なってはならない）<br>（4）外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等の保管<br>（5）食品安全、労働安全および盗難防止に配慮した保管<br><br>b. 農産物の汚染や事故を防ぐために、農産物取扱い施設の保守管理、点検、清掃を実施している。<br><br>c. 購入や整備サービスは信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できる。 | | |
| 10.1.2 | 必須 | 収穫や農産物取扱いに使用する器具・備品や包装資材の管理 | 農産物の汚染を防ぐために、収穫や農産物取扱いに使用する器具・備品や収穫関連容器・包装資材について、以下に取り組んでいる。<br>（1）劣化・損傷・汚染されていないか定期的な点検<br>（2）点検の結果、不具合を発見した場合、修理・洗浄・交換等の対策の実施<br>（3）衛生的な保管<br>（4）複数の包装資材を使用している場合、包装資材の誤使用・誤表記を防ぐ工夫<br>（5）購入は信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できること | | |
| 10.2 | 必須 | 掃除道具および洗浄剤・消毒剤・機械油の管理 | 農産物への汚染を低減させるために、生産工程で使用する設備・機械、農産物保管容器の掃除道具および洗浄剤や消毒剤、機械油について、以下に取り組んでいる。<br>（1）食品安全に問題がなく、意図した用途に適していること<br>（2）使用後、所定の場所に衛生的に保管すること<br>（3）掃除道具は、その他の掃除道具と分けて使用し、保管すること<br>（4）掃除道具の劣化・損傷等を定期的に点検し、必要に応じて交換すること<br>（5）洗浄剤や消毒剤は、使用期限内または有効期限内であること<br>（6）使用・保管の注意事項の遵守 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| 10.3 | 重要 | 毒物・劇物の管理 | 事故防止や農産物への汚染を防ぐために、農薬以外の毒物・劇物がある場合、以下に取り組んでいる。<br>（1）他のものと区分し、施錠された場所への保管<br>（2）毒物・劇物の表示 | | |
| 10.4 | 必須 | 商品の選別・計量機器の管理 | 正確な選別・計量を行うために、商品の選別・計量に使用する機器の定期的な点検と校正を実施している。 | | |
| 10.5 | 必須 | ボイラーおよび圧力容器の管理 | 事故防止のために、以下に取り組んでいる。<br>（1）ボイラーおよび圧力容器の設置・使用に必要な届出の実施、取扱作業主任者の設置<br>（2）ボイラーおよび圧力容器の定期自主点検の記録 | | |
| **11 エネルギー等の管理、地球温暖化防止** | | | | | |
| 11.1 | 必須 | 燃料の管理 | 火災・爆発の発生、流出による環境汚染防止、食品安全のために、燃料の保管・給油について、以下に取り組んでいる。<br>（1）火気厳禁とし、警告表示の設置<br>（2）内容物に適した容器の使用<br>（3）初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置<br>（4）燃料もれ対策の実施<br>（5）引火防止対策の実施（静電気対策、高温による吹き出し・気化防止）<br>（6）農産物・種苗への汚染防止 | | |
| 11.2 | 重要 | 省エネルギーの推進 | 温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。<br>（1）電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握<br>（2）施設、機械の省エネルギーのための計画を文書化および実施<br>（3）再生可能エネルギーの採用の検討 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **12 廃棄物の管理および資源の有効利用** | | | | | |
| 12.1 | 必須 | 廃棄物の適正処理および資源の有効利用 | 廃棄物の適正処理、温室効果ガス削減対策のために、生産工程で発生する廃棄物について、農場から出る廃棄物を把握し、以下を文書化し実施している。<br>（1）環境を汚染しない保管方法<br>（2）法令、行政の指導に則した処理方法<br>（3）削減のための努力 | | |
| 12.2 | 必須 | 整理・整頓・清掃の実施 | 農場内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。 | | |
| **13 周辺環境・生物多様性への配慮** | | | | | |
| 13.1 | 必須 | 周辺環境への配慮 | 周辺環境への配慮のために、以下に取り組んでいる。<br>（1）周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、虫害、煙・埃・有害物質の飛散・流出等への把握と対策の実施<br>（2）農業用機械が公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥・土塊の落下防止 | | |
| 13.2.1 | 重要 | 生物多様性への配慮① | 生物多様性保全のために、以下に取り組んでいる。<br><br>（1）農場周辺に生息する鳥獣の把握と、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の取り組み<br>（2）圃場が自然保護地域にある場合、行政の指導（開発規制等）に従っている | | |
| 13.2.2 | 努力 | 生物多様性への配慮② | 生物多様性保全のために、固有種（在来種）の動植物の保全、生物多様性を活用した持続可能な農業への展開あるいは地域の生物多様性への取り組みへの参加に取り組んでいる。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **C 農産専用項目** | | | | | |
| **C1 土壌の管理** | | | | | |
| C1.1 | 必須 | 土壌の安全性 | 土壌(客土・培土・水耕栽培の培地を含む)の安全性を確認するために、以下の場合、行政に相談し、対策を実施し記録している。<br>(1) 過去におけるPOPs物質の使用可能性がある場合<br>(2) 行政による土壌汚染地域通知・指定(カドミウム等)がある場合 | | |
| C1.2 | 重要 | 土壌流出の防止 | 風や水による土壌流出を食い止めるために、必要な耕作技術を利用している。 | | |
| C1.3 | 重要 | 炭素の貯留に配慮した土づくり | 土づくり、有機物の地域内循環および温室効果ガス低減対策のために、以下に取り組んでいる。<br>(1) 炭素貯留に配慮した土づくり計画の文書化<br>(2) 地域内で発生する有機物、植物残渣の積極的な活用 | | |
| C1.4 | 重要 | 汚染水の流入対策 | 汚水の圃場への流入による土壌および作物に対する影響を防ぐために、周辺の状況(管理点1.2)を確認した上で以下に取り組んでいる。<br>(1) 流入防止対策<br>(2) 汚水が流入した場合、作物や土壌に対する食品安全のリスク評価とそれに基づく対策の実施。リスク評価の結果および対策の記録 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **C2 水の管理** | | | | | |
| C2.1 | 必須 | 栽培に使用する水の管理 | 栽培に使用する水(かん水や農薬希釈等)による、農産物の汚染を防ぐために、以下に取り組んでいる。<br>(1) 使用用途ごとの水源および貯水場所の把握<br>(2) 栽培に水を使用する際の以下の実施<br>(a) 使用時の水の異常(濁りや臭い)の確認<br>(b) 使用している水に異常が発生した場合の異常の内容およびその対応の記録<br>(3) 重金属について、環境基準を超えている場合、自治体の指示に従う | | |
| C2.2 | 必須 | 収穫および収穫後に使用する水の管理 | 農産物の汚染を防ぐために、収穫以後に農産物に接触する水(蒸気等)、農産物と接触する農産物取扱い工程の機械や容器の洗浄に使用する水および作業者の手洗いに使用する水を衛生的に取り扱い、以下に取り組んでいる。<br>(1) 水道水等の行政が認めた飲用に適する水の使用<br>(2) 上記(1)以外を使用する場合には、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることの確認 | | |
| C2.2.1 | 重要 | 生葉洗浄の管理 | 生葉を洗浄する場合、洗浄水・洗浄用具により生葉が汚染されないようにしている。 | | |
| C2.3 | 努力 | 水源等の保護 | 自分の管理する水源、貯水場所および水路がある場合、故意または偶発的に汚染されることを防ぐために、必要な対策を実施している。 | | |
| C2.4 | 重要 | 排水・汚水の処理 | 水質劣化および環境汚染を防ぐために、農場で発生した排水やそれに含まれる植物残渣、掃除ゴミ等を処理している。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **C3 圃場・施設の管理** | | | | | |
| C3.1 | 重要 | 有害生物等への対応 | 農産物取扱い施設内への有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生および異物・有毒植物等の混入を防ぐために、以下に取り組んでいる。<br>(1) 侵入・発生・混入を防ぐ対策の実施<br>(2) 食品安全に影響がない方法による駆除 | | |
| C3.1.1 | 重要 | 夜間の昆虫侵入防止対策 | 夜間に昆虫が工場内の電灯に誘引されて侵入してくることを防ぐために、必要な対策を実施している。 | | |
| C3.1.2 | 重要 | 土足禁止エリアの明確化 | 土足による農産物の汚染を防ぐために、荒茶および仕上茶の製造エリアは土足禁止となっている。また、製造エリアの入場口には土足禁止を啓発する表示がある。 | | |
| C3.2 | 必須 | 荒茶・仕上茶の保管 | 荒茶・仕上茶の保管時における汚染・変質を防ぐために、保管施設は以下に取り組んでいる。<br>(1) 水濡れの防止<br>(2) 薬剤、油類、廃棄物等の汚染物質との接触回避<br>(3) 冷蔵設備を使用する場合、温度管理や結露による水濡れ対策の実施<br>(4) 荒茶・仕上茶を保管する場合、品名・製造ロット・数量を明確にすることによる使用期限を含めたその後の取扱いの間違い防止<br>(5) 農産物貯蔵以外の目的で使われていた場所の場合、使用前の十分な清掃とその記録 | | |
| C3.3 | 必須 | 新規圃場の適性の検討 | 新規圃場の使用について、以下の項目について検討し、検討内容と使用判断の結果を記録している。<br>(1) 農産物の安全(管理点C1.1、C2.1、C5.5.1)<br>(2) 労働安全(管理点9.2)<br>(3) 周辺環境への影響(管理点13.1)<br>(4) 自然保護地域の開発規制(管理点13.2.1) | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C3.4 | 重要 | 新規圃場の問題への対策 | 管理点C3.3の検討の結果、改善を行った場合は、対策の内容とその結果を記録している。 | | |
| **C4 種苗の管理** | | | | | |
| C4.1 | 必須 | 種苗の調達 | 食品安全、トレーサビリティ確保のために、種苗について以下に取り組んでいる。<br>（1）種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者が記載された証明書等の保管または記録<br>（2）自家増殖の場合、採取した種苗の圃場の記録<br>（3）種苗の購入は信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できること | | |
| C4.2 | 重要 | 播種・定植の記録 | トレーサビリティ確保のために、播種・定植について以下の項目について記録している。<br>（1）種苗ロット<br>（2）播種・定植の方法（機械の特定を含む）<br>（3）播種・定植日<br>（4）圃場の名称または圃場番号 | | |
| **C5 農薬の管理** | | | | | |
| **C5.1 農薬使用計画** | | | | | |
| C5.1.1 | 必須 | 農薬管理の責任者の責務 | a. 農薬管理の責任者（管理点2.1）は、農薬の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。<br><br>b. 農薬管理の責任者は、以下に取り組んでいる。<br>（1）担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報（改定等）の把握<br>（2）農薬に関する知識の向上<br>（3）農薬使用基準に関する最新情報の入手・保管 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C5.1.2 | 必須 | IPMの実践 | a. 環境保全および持続的な農業経営のために、農薬管理の責任者は、以下の取り組みを行っている。<br>（1）病害虫・雑草が発生しにくい環境の整備<br>（2）病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否およびタイミングの判断<br>（3）化学農薬と化学農薬以外の防除手段を組み合わせた多様な手法による防除<br><br>b. 化学農薬低減のための取組を文書化し、結果を把握することにより次年度計画に活かしている。 | | |
| C5.1.3 | 必須 | 農薬の選択・計画 | 農薬の適正使用、環境汚染の防止およびIPMの実践のために、農薬管理の責任者は以下を満たした農薬使用計画を文書化している。<br>（1）使用する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法（散布以外）の記載<br>（2）生産国の農薬使用基準の遵守<br>（3）取引先および地域の規制要求がある場合は、その農薬使用基準の遵守<br>（4）水田または水系に近い圃場での使用について、魚毒性の考慮<br>（5）RACコード確認による耐性・抵抗性の防止<br>（6）後作での残留農薬基準違反の防止<br>（7）輸出先国で使用禁止されている農薬の不使用。輸出先国の残留農薬基準の確認 | | |
| **C5.2 農薬の準備** | | | | | |
| C5.2.1 | 必須 | 農薬使用の決定 | 農薬の適正使用および環境汚染を防ぐために、農薬管理の責任者は農薬使用の前に以下に取り組んでいる。<br>（1）農薬使用計画に従った農薬使用の決定<br>（2）計画を変更する場合、変更した農薬使用計画が管理点C5.1.3を満たしているか再度確認してから決定<br>（3）収穫予定日から逆算して使用日を決定<br>（4）その他、ラベルの指示事項の遵守<br>（5）農薬の購入は信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できること | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C5.2.2 | 必須 | 農薬使用の準備① | 農薬の適正使用のために、農薬使用の準備について以下に取り組んでいる。<br>（1）農薬管理の責任者の許可・指示による準備<br>（2）最終有効年月を過ぎた農薬の不使用<br>（3）農産物や周辺環境を汚染しない場所・方法での準備<br>（4）ラベルに従い、農薬の正確な計量・希釈<br>（5）混用が必要な場合はラベルの指示に従い、剤型による投入の順番を考慮し適正な混合の実施<br>（6）散布機器の使用前点検 | | |
| C5.2.3 | 必須 | 農薬使用の準備② | 作業者の健康被害、環境汚染を防ぐために、農薬使用の準備について以下に取り組んでいる。<br>（1）こぼれた農薬を処理するための専用の道具の用意<br>（2）農薬保管庫から準備場所への汚染を防ぎ安全な農薬持ち出し<br>（3）防除衣・保護具の着用後の農薬の計量と散布液の調製開始<br>（4）散布後に散布液や散布薬剤(粒・粉)が余らないよう必要な量を計算<br>（5）使用した計量器具等の洗浄を適切に実施(計量カップや農薬の空容器は使用後、3回以上すすぎ、すすいだ水は希釈用の水の一部として薬液のタンクへ投入) | | |
| **C5.3 農薬の使用と記録** | | | | | |
| C5.3.1 | 必須 | 防除衣・保護具の着用 | 作業者の健康被害を防ぐために、防除衣、保護具について以下に取り組んでいる。<br>（1）農薬のラベルの指示に従った農薬専用の防除衣・保護具の着用<br>（2）マスクについて、使用回数・期間の指定の遵守 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C5.3.2 | 必須 | 防除衣・保護具の管理 | 農産物への交差汚染、作業者の健康被害を防ぐために、農薬散布に使用した防除衣・保護具について以下に取り組んでいる。<br>（1）防除衣・保護具を着用したまま農産物への接触防止、農産物のある場所への立入禁止<br>（2）再利用する防除衣および保護具の洗浄<br>（3）防除衣は着用後に他の服とは分けた洗浄の実施、手袋は外す前に洗浄<br>（4）長靴は靴底を含め洗浄による泥の除去と除去状況の目視確認<br>（5）破れたり痛んだりした防除衣の交換やマスクの汚れたフィルターの交換<br>（6）洗浄後の乾燥<br>（7）農薬および農産物と接触しないように保管 | | |
| C5.3.3 | 必須 | 残液の処理と散布機器の洗浄 | 農産物への交差汚染、環境汚染防止のために、農薬散布後の片付けについて以下に取り組んでいる。<br>（1）調製した散布液の対象圃場で使い切り<br>（2）散布機器に農薬が残らないような洗浄手順を決め、手順に基づく散布後の速やかな洗浄<br>（3）散布機器の洗浄は、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で実施<br>（4）農薬散布後の残液・洗浄水の処理は、行政の指導に基づき実施。行政の指導がない場合には、自分が管理する特定の場所で、農産物や水源に危害がない方法で処理 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C5.3.4 | 必須 | 農薬使用の記録 | トレーサビリティ確保のために、農薬使用について、以下の項目を記録している。農薬使用計画に(4)(5)(7)(8)を記載してある場合、農薬使用の記録には(5)(7)(8)を省略してもよい。<br>(1) 対象作物(農薬登録における適用作物名)<br>(2) 使用場所 (圃場名等)<br>(3) 使用日<br>(4) 農薬の商品名<br>(5) 有効成分<br>(6) 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量<br>(7) 使用時期(収穫前日数等)<br>(8) 使用方法(散布機等の機械の特定を含む)<br>(9) 作業者名 | | |
| C5.3.5 | 必須 | 農薬の適正使用に関する検証 | 農薬の使用基準違反を防ぐために、農薬管理の責任者は以下を行っている。<br>(1) 収穫前に農薬使用の記録(管理点C5.3.4)が農薬の使用基準を満たしていることの確認<br>(2) 収穫期が始まる前に農薬在庫の棚卸を実施し、使用量が適切であったかの確認。周年作物は定期的な棚卸の実施。棚卸の頻度・タイミングを説明できる。<br>(3) 農薬使用に誤りがあった場合、管理点6.3、6.4に従った対応の実施 | | |
| **C5.4 農薬の保管** | | | | | |
| C5.4.1 | 必須 | 農薬保管庫の管理① | 農薬の盗難・交差汚染を防ぐために、農薬の保管について以下に取り組んでいる。<br>(1) 農薬を農薬保管庫外への放置防止<br>(2) 農薬管理の責任者による農薬保管庫の鍵の管理<br>(3) 農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬に触れることができないよう強固で施錠された農薬保管庫の使用 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C5.4.2 | 重要 | 農薬保管庫の管理② | 農薬の誤使用、作業者の健康被害を防ぐために、農薬の保管について以下に取り組んでいる。<br>（1）毒物・劇物を警告する表示の実施、他の農薬との区分管理<br>（2）立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性の確保<br>（3）ラベルが読める程度の明るさの確保<br>（4）保管温度に関する指示の遵守<br>（5）購入時の容器のままで保管<br>（6）農薬の取り違え防止対策<br>（7）使用禁止農薬、最終有効年月を過ぎた農薬の区分管理 | | |
| C5.4.3 | 重要 | 農薬保管庫の管理③ | 交差汚染、環境汚染を防ぐために、農薬の保管について以下に取り組んでいる。<br>（1）使いかけの農薬は封をしていること<br>（2）農薬の転倒、落下防止対策の実施<br>（3）農薬の流出対策の実施<br>（4）保管庫の棚への農薬の吸収・吸着を防ぐ対策の実施<br>（5）こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具の用意<br>（6）農薬が農産物や他の資材に付着しない対策の実施 | | |
| C5.4.4 | 必須 | 危険物の保管（農薬） | 火災を防ぐために、発火性または引火性の農薬の保管について、農薬の販売店・メーカー等に保管方法を確認し、その指示に従って保管している。また、警告表示をしている。 | | |
| C5.4.5 | 重要 | 農薬の在庫管理 | 農薬の入庫ごと、出庫ごとの記録がつけられている。記録と実在庫の整合性が取れている。 | | |
| **C5.5 農薬のドリフト** | | | | | |
| C5.5.1 | 必須 | ドリフト被害の防止 | 農薬のドリフトによる被害を防ぐために、以下に取り組んでいる。<br>（1）自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物の把握（管理点1.2）、そこからの農薬のドリフトの危険性についての判断（灌漑用水を通じた農薬流入の危険性認識を含む）<br>（2）上記（1）に基づくドリフト対策の実施 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C5.5.2 | 必須 | ドリフト加害の防止 | 農薬のドリフトによる加害を防ぐために、以下に取り組んでいる。<br>（1）自分の隣接圃場を含む周辺作物・周辺住民への農薬のドリフト防止対策<br>（2）地下水・河川等の水系への農薬流出防止対策<br>（3）土壌くん蒸剤を使用する場合、ラベルに従い被覆等の実施 | | |
| **C5.6 残留農薬に関する検証** | | | | | |
| C5.6 | 必須 | 残留農薬検査 | 農薬使用の適切性を確認するために、以下に取り組んでいる。<br>（1）以下の項目を満たす残留農薬検査の計画を文書化している。<br>（a）残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬およびドリフトの可能性がある農薬のうち、残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からのサンプル選定<br>（b）上記(a)で特に残留の可能性が高い農薬成分を特定できない場合、多成分一斉分析の実施<br>（2）残留農薬検査の計画に基づき、以下に取り組んでいる。<br>（a）年1回以上の残留農薬検査の実施と結果の保管<br>（b）検査の結果、残留農薬基準値を超過した場合、管理点6.3, 6.4に従った対応の実施 | | |
| **C6 肥料等の管理** | | | | | |
| **C6.1 肥料等の選択・計画** | | | | | |
| C6.1.1 | 必須 | 肥料管理の責任者の責務 | a. 肥料管理の責任者（管理点2.1）は、肥料等の選択・計画・使用・保管の業務を統括している。<br><br>b. 肥料管理の責任者は、以下に取り組んでいる。<br>（1）担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報（改定等）の把握<br>（2）施肥や土壌の管理に関する知識の向上 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C6.1.2 | 重要 | 肥料成分の把握 | 適切な肥料投入量の計算に必要な肥料等の成分を把握するために、以下に取り組んでいる。<br>（1）購入した肥料等の成分がわかる文書の保管<br>（2）自家製堆肥等、成分表がないものについては、検査機関による分析または書籍等による標準的な成分量の把握 | | |
| C6.1.3 | 必須 | 適切な施肥設計 | 適切な施肥管理および温室効果ガス低減対策のために、肥料管理の責任者は以下の取り組みを行っている。<br>（1）施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、投入量と10a当たりの成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。<br>（2）施肥設計は、以下の情報を元に、品質向上や収量向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。<br>（a）過去の生産実績（作物の収量、品質）と施肥結果との関係<br>（b）土壌診断の結果<br>（c）行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量<br>（d）土作り（管理点C1.3）<br>（e）その地域および下流域における肥料による水質汚染に関する情報<br>（f）使用する肥料が地球温暖化に及ぼす影響（亜酸化窒素の排出） | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| C6.1.4 | 必須 | 肥料等の安全性 | 使用する肥料等の安全性の確保、土壌・農産物の汚染防止のために、肥料等について以下に取り組んでいる。<br>（1）肥料等に含まれる放射性物質が国の基準値内であることの確認<br>（2）行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料（採取地等の由来含む）、製造工程または検査結果の把握による農産物に危害を及ぼす要因がないことの確認<br>（3）堆肥の適切な発酵期間・温度の確保などによる病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策の実施<br>（4）その他水源や土壌を汚染する可能性のあるものの不使用<br>（5）肥料等の購入は信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できること<br>（6）その他使用上の注意の遵守 | | |
| C6.1.5 | 必須 | 家畜ふん堆肥の安全性 | 家畜ふん堆肥による農産物の病原微生物汚染を防ぐために、付属書C6.1.5に基づいた家畜ふん堆肥の管理を行っている。 | | |
| **C6.2 肥料等の使用と記録** | | | | | |
| C6.2.1 | 必須 | 肥料等の使用記録 | トレーサビリティ確保のために、肥料等の使用について、以下の項目を記録している。<br>（1）施肥した場所（圃場名等）<br>（2）施肥日<br>（3）肥料等の名称<br>（4）施肥量<br>（5）施肥方法（散布機械の特定を含む）<br>（6）作業者名 | | |
| C6.2.2 | 努力 | 施肥の検証 | 作物の適切な生育および環境汚染防止に資する施肥のために、施肥設計・散布実績・生産実績を確認し、結果を次作の計画に役立てている。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **C6.3 肥料等の保管** | | | | | |
| C6.3.1 | 必須 | 危険物の保管<br>（肥料） | 火災等事故を防ぐために、発熱・発火・爆発の恐れがある肥料を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。 | | |
| C6.3.2 | 重要 | 肥料等の保管条件 | 肥料等の品質劣化および環境汚染防止、労働安全、食品安全のために、袋詰めの肥料等の保管について以下に取り組んでいる。<br>（1）保管場所に覆いがあり、日光、霜、雨、外部から流入する水による肥料への影響を防いでいること<br>（2）ごみやこぼれた肥料の除去・清掃<br>（3）肥料等を直接土の上に置いていないこと<br>（4）農薬入り肥料および石灰窒素は、ラベルに記載のある保管方法で保管すること<br>（5）崩落・落下を防ぐ保管方法<br>（6）農産物・種苗への汚染防止 | | |
| C6.3.3 | 必須 | 堆肥の保管 | 環境汚染防止および交差汚染防止のために、製造途中の堆肥および流出液について必要な対策を実施している。 | | |
| C6.3.4 | 重要 | 肥料等の在庫管理 | 肥料等の入庫ごと、出庫ごとの記録がある。記録と実在庫の整合性が取れている。計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。 | | |

| 番号 | レベル | 管理点 | 適合基準 | 適合性 | コメント |
|---|---|---|---|---|---|
| **R 仕上茶専用項目** | | | | | |
| R1.1 | 必須 | 仕上茶への表示 | 仕上茶の包装容器に、以下の内容を表示している。<br>（1）名称<br>（2）原材料名（食品添加物含む）<br>（3）原料原産地名<br>（4）内容量<br>（5）賞味期限<br>（6）保存方法<br>（7）製造業者等の氏名または名称および住所<br>（8）必要な場合、意図する使用用途に関する注意事項 | | |
| R1.2 | 必須 | 仕上茶の出荷記録 | 仕上茶について、管理点6.2a.に以下の項目を追加し、記録している。<br>（1）出荷日<br>（2）出荷先<br>（3）商品名<br>（4）出荷数量<br>（5）賞味期限<br>（6）出荷した仕上茶の製造に関する識別（仕上茶製造ロット等） | | |
| R1.3 | 必須 | 仕上茶の製造記録 | 仕上茶について、管理点6.2a.に以下の項目を追加し、記録している。<br>（1）仕上茶の製造に関する識別（仕上茶製造ロット等）<br>（2）仕上茶製造日<br>（3）仕上茶製造数量<br>（4）仕上茶製造に使用した荒茶の製造に関する識別（荒茶製造ロット等） | | |
| R1.4 | 必須 | 仕上茶の原料の限定 | 仕上茶は以下の条件の下で製造されている。<br>（1）原料の荒茶は他の認証農場からの荒茶が混じっていない。<br>（2）荒茶以外の食品（玄米等）が混じっていない。 | | |
| R1.5 | 重要 | 仕上茶製造エリアのゾーニング | 仕上茶の製造エリアは荒茶の製造エリアと仕切られている。 | | |

## （付属書 C6.1.5）家畜ふん堆肥の管理についての検討図（ディシジョンツリー）

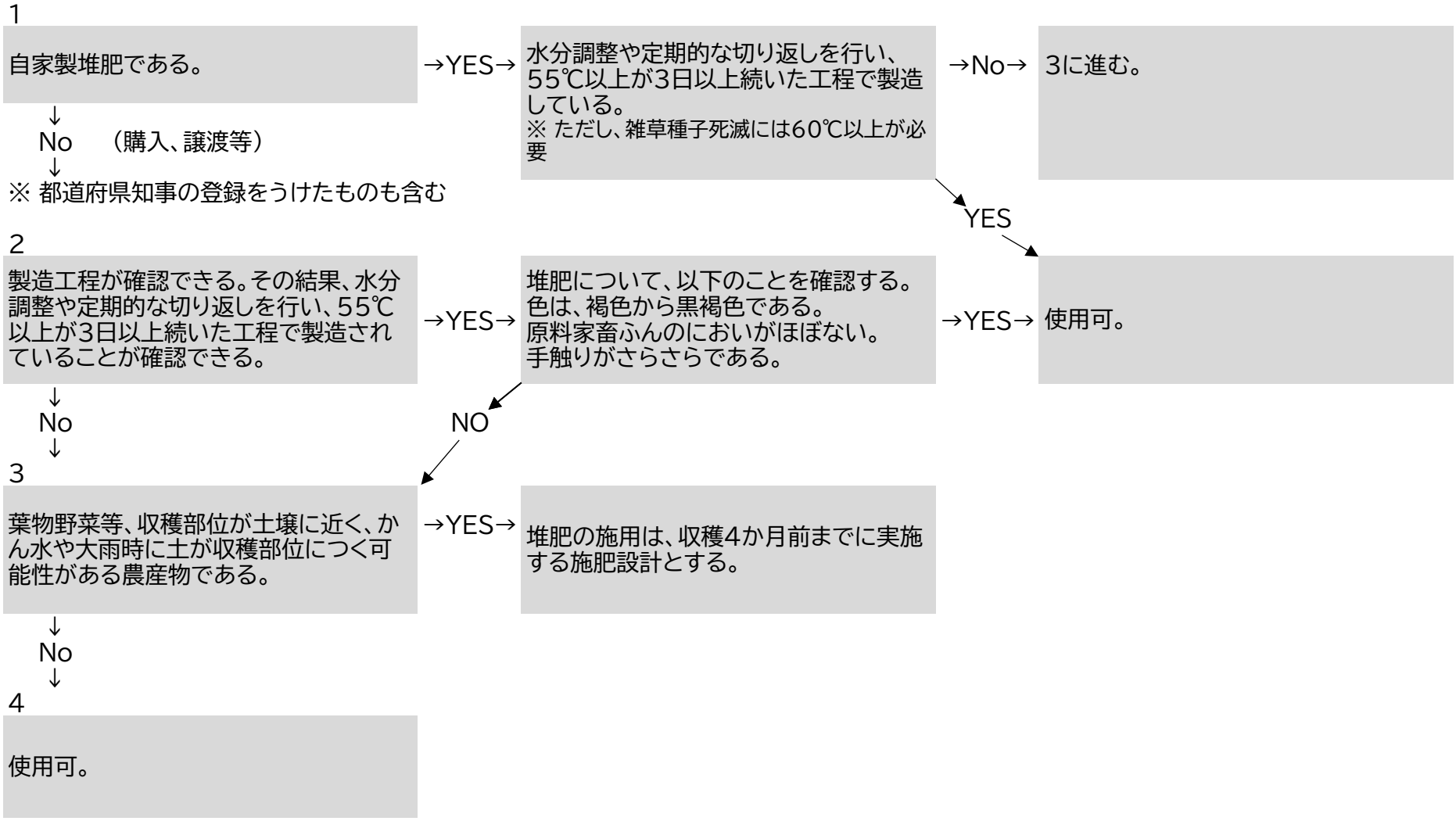


※ いずれの場合も、使用時は管理点C6.1.2、C6.1.3、C6.1.4に準拠する。

改訂履歴

| 改訂日 | 番号 | 改訂部分 | 改訂後 | 改訂前 |
|---|---|---|---|---|
| 2022年<br>11月28日 | 2.6 | 適合基準 | JGAPに関する適切な表示をするために、JGAPロゴマークを使用している場合、以下に取り組んでいる。<br>（1）関係する基準文書の遵守<br>（2）過去1年以内に発行された使用許諾書の保管<br><br>※ 団体の場合は、団体事務局が実施する。 | JGAPロゴマークを使用している場合、JGAPに関する適切な表示をするために、関係する基準文書に従っている。また、以下の項目を満たしている。<br>（1）使用許諾書の保管<br>（2）日本GAP協会へ使用状況を年1回報告し、日本GAP協会からの受領連絡を保管すること<br><br>※ 団体の場合は、団体事務局が実施する。 |
| 2022年<br>11月28日 | 9.2 | 適合基準 | 事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。<br>（1）少なくとも以下の(a)から(h)を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価および事故やけがを防止する対策の文書化<br><br>以下略 | 事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。<br>（1）少なくとも以下の(a)から(g)を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価および事故やけがを防止する対策の文書化<br><br>以下略 |
| 2022年<br>11月28日 | C5.3.4 | 適合基準 | トレーサビリティ確保のために、農薬使用について、以下の項目を記録している。農薬使用計画に(4)(5)(7)(8)を記載してある場合、農薬使用の記録には(5)(7)(8)を省略してもよい。<br><br>以下略 | トレーサビリティ確保のために、農薬使用について、以下の項目を記録している。農薬使用計画に(4)(5)(7)(8)を記載してある場合、農薬使用の記録には(4)のみを記載し、(5)(7)(8)を省略してもよい。<br><br>以下略 |
| 2022年<br>11月28日 | C6.1.3 | 適合基準 | 略<br><br>（2）施肥設計は、以下の情報を元に、品質向上や収量向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。<br><br>以下略 | 略<br><br>（2）施肥設計は、以下の情報を元に、品質向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。<br><br>以下略 |

| 改訂日 | 番号 | 改訂部分 | 改訂後 | 改訂前 |
|---|---|---|---|---|
| 2022年<br>12月8日 | 3. 基準文書の<br>構成 | | JGAP茶は下記の4つの文書から構成されています。<br>（1）JGAP 総合規則　農産<br>（2）JGAP 農場用 管理点と適合基準　茶<br>（3）JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準　農産<br>（4）ガイドライン | JGAP青果物は下記の4つの文書から構成されています。<br>（1）JGAP 総合規則　農産<br>（2）JGAP 農場用 管理点と適合基準　青果物<br>（3）JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準　農産<br>（4）ガイドライン |
| 2022年<br>12月8日 | 6.2.1 | 適合基準 | a. 一略一<br><br>b. 上記a.のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し(トレーステスト)、必要に応じて仕組みを見直している。 | a.一略一<br><br>b. 上記a.のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し、必要に応じて仕組みを見直している。 |
| 2022年<br>12月8日 | 6.2.2 | 適合基準 | a. 一略一<br><br>b. 上記a.のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し(トレーステスト)、必要に応じて仕組みを見直している。<br><br>c. 一略一 | a.一略一<br><br>b. 上記a.のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し、必要に応じて仕組みを見直している。<br><br>c. 一略一 |

**一般財団法人日本GAP協会**
〒102-0094　東京都千代田区紀尾井町3番29号
日本農業研究所ビル　4階
https://jgap.jp